

作業環境測定：外部放射線による線量当量率

環境・健康

放射線業務を行う作業場において、放射線業務を行う管理区域について「外部放射線による線量当量率」の測定が義務付けられ、放射性物質取扱室等について「空气中の放射性物質の濃度」の測定が義務付けられています。

放射性物質取扱室が指定作業場であるのに対して、放射線業務を行う管理区域は指定作業場でないため、「外部放射線による線量当量率」の測定は作業環境測定士でなくても行うことができます。

放射線業務を行う管理区域〔外部放射線による線量当量率の測定〕

1. 作業場の種類（労働安全衛生法施行令第21条）
放射線業務を行う作業場：放射線業務を行う管理区域
2. 関連規則：電離放射線障害防止規則第54条
3. 測定項目：外部放射線による線量当量率
4. 測定回数：1月以内ごとに1回、下記の場合は6月以内ごとに1回
 - ・放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法および遮へい物の位置が一定しているとき
 - ・または3.7ギガベクレル以下の放射物質を装備している機器を使用するとき

kes サポート

課 題	kes サポート
体外ばく露量の把握	外部放射線による線量当量率の測定